## 移動できる仮設便所のし尿収集申込における同意書

1	仮設便所の設置場所(収集場所)及び使用場所は、名古屋市内であること。
2	し尿が入ったままである仮設便所を移動することができるのは、当該仮設便所を使
	用した者であること。
	(注1) 使用した者には、法人を含みます。
	(注2) 使用した者以外の者が移動した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	第7条違反となるおそれがあります。

3 名古屋市から使用場所についての地図等の提出を求められた場合、速やかに提出すること。

私は、以上を遵守することに同意した上で、し尿収集を申請します。

	年	月	日
(法人名)			
(担当者)			

※仮設便所の設置場所(収集場所)と使用場所が異なる場合は、し尿収集申込書の仮 設便所設置場所に使用場所も記入すること。